関東地方交通審議会の意見（要旨）

1．関東内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「246,450円」を「247,450円」に、ただし書の職員「229,700円」を「230,700円」に、部員「187,850円」を「188,850円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「178,250円」を「179,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

2．関東海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「243,050円」を「244,050円」に、部員「181,600円」を「182,600円」にそれぞれ改正することが適当である。

3．関東漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「187,000円」を「188,000円」に改正することが適当である。

4．関東漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「187,000円」を「188,000円」に改正することが適当である。

北陸信越運輸局最低賃金公示第１号

北陸信越地方交通審議会から北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北陸信越運輸局海事部船員労政課「郵便番号950－8537新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２番１号」あて提出されたい。

平成30年1月10日

北陸信越運輸局長　江角　直樹

北陸信越地方交通審議会の意見（要旨）

1．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「246,150円」を「247,150円」に、ただし書の職員「229,700円」を「230,700円」に、部員「187,550円」を「188,550円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「178,250円」を「179,250円」にそれぞれ改正することが適当である。

2．北陸信越海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「241,300円」を「242,350円」に、部員「175,000円」を「176,300円」にそれぞれ改正することが適当である。

3．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「198,700円」を「199,700円」に改正することが適当である。

4．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「198,700円」を「199,700円」に改正することが適当である。

公　告

諸　事　項

工場財団

岐阜県大垣市上石津町乙坂130番地１**株式会社丸順**の工場財団に大垣市浅西三丁目22番地22株式会社丸順浅西工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年1月10日

岐阜地方法務局大垣支局

岐阜県大垣市上石津町乙坂130番地１**株式会社丸順**の工場財団に大垣市上石津町牧田字二又2947番地１株式会社丸順養老工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年1月10日

岐阜地方法務局大垣支局

岐阜県大垣市上石津町乙坂130番地１**株式会社丸順**の工場財団に大垣市上石津町乙坂字池田130番地１株式会社丸順上石津工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成30年1月10日

岐阜地方法務局大垣支局

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成29年12月26日から２週間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成30年1月10日

横浜地方法務局長　千葉　和信

記

氏名　荻原　慎吾

所属する土地家屋調査士会　神奈川県土地家屋調査士会

登録番号　神奈川第2942号

事務所の所在地　神奈川県鎌倉市台五丁目３番４－212

違反行為　虚偽の調査、測量の禁止等

建築士懲戒処分公告

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月10日

国土交通大臣　石井　啓一

1　処分をした年月日　平成29年12月14日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　中村　光利　一級建築士　第110004号

3　処分の内容　免許取消

4　処分の原因となった事実　埼玉県内の建築物（13物件（建築確認：平成14年４月（３物件）、同年８月、同年９月、同年10月（２物件）、平成15年２月、同年４月、同年５月、同年７月、同年８月、同年11月））について、正光建築設計事務所（埼玉県知事登録第678号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第４項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月10日

国土交通大臣　石井　啓一

1　処分をした年月日　平成29年12月14日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　橋本　佳邦　一級建築士　第141974号

3　処分の内容　免許取消

4　処分の原因となった事実　埼玉県内及び千葉県内の建築物（27物件（建築確認：平成14年４月、同年６月（３物件）、同年７月、同年８月、同年９月（２物件）、同年11月（３物件）、同年12月（２物件）、平成15年１月、同年２月（３物件）、同年４月（２物件）、同年５月、同年７月（３物件）、同年８月（２物件）、同年９月（２物件））について、有限会社新井仁建築設計（埼玉県知事登録第7892号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第４項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。